

□ ワークライフバランスへの取り組み

現代社会では、仕事に追われ、心身が疲労する、仕事と子育てや介護の両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱え、結果として体や心の健康を害する人が見られます。

平成19年12月の「ワークライフバランス憲章」に基づく、ワークライフバランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。このような社会の実現によって、仕事と生活の両立に苦慮し、健康を害する人が少なくなり、予防医学に大きな成果をもたらすと考えられます。

私共、香川県予防医学協会は、疾病の予防という業務に携わる組織として、予防医学の見地から仕事と家庭生活の調和を推進し、当協会職員は心身の健康を実現するため、平成23年6月の公益財団法人移行後も、組織をあげて、ワークライフバランス活動に取り組んでおります。

1	職場意識改善委員会での、労使の話し合いの機会を整備し、今後も職場改革に取り組んでまいります。
2	職員がワークライフバランス活動の取り組みより、労使双方が同じ目標を持つように努力してまいります。
3	有給休暇の取得は、1年間の職員一人あたりの有休取得日数が、平成20年の2.3日から平成23年は8.3日へと大きく改善しました。
4	所定外労働の削減については、1年間の職員一人あたりの所定外労働時間が、平成20年の257時間から平成23年は135時間へと改善しました。